

相続財産を受け取られた方を対象とした定期貯金です

相続定期貯金

きずな

家族の想いをきずなでつなぐ



上乗せ

相続された資金をスーパー定期預金(自動継続)に
100万円以上お預け入れのお客様に

期間1年もの

店頭表示
金利

+ 年0.2%

ご留意事項

●本商品はJAみえきたの企画です。●金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の金利は継続日における店頭表示金利となります。●契約後、中途解約の場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。●お利息には、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。●定期貯金は貯金保険制度の対象となります。●本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱中止」をする場合があります。●ATM(現金自動預払機)によるお預入れは対象外です。●最寄りの各支店窓口にご用意しております。

詳しくはお気軽に最寄りの支店窓口におたずねください。



JAみえきた

JAみえきた

検索

H28.10.3 現在

相続定期貯金 「きずな」 (スーパー定期貯金)

相続定期貯金「きずな」(スーパー定期貯金)商品概要【一部抜粋】

商 品 名	相続定期貯金「きずな」(スーパー定期貯金)
ご利用 いただける方	金融機関(当JAを含む)での相続手続き完了後1年以内に、 その相続により取得した資金を原資として定期貯金を開設いただける個人の方。 (平成28年10月3日以降に相続手続き完了した方を対象とします)
お預入れ期間	1年自動継続(元金継続または元利金継続)
お預入れ金額	相続により取得した金額の範囲内で1契約につき100万円以上
適 用 金 利	1年もの 店頭表示金利+年0.2%
ご契約時に確 認させていただ く書類等必 要なもの	下記①～⑤全て (当JAで相続手続きをされた場合は下記書類のご提出を省略できる場合があります。) ①本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ②お届け印 ③お預入れいただく方が相続人であることが確認できる書類 (例) ●戸籍謄本の写し ●遺言書の写し ●遺産分割協議書の写し ●金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し など ④金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例) ●被相続人名義の解約済み通帳や計算書の写し ●金融機関に提出した相続依頼書の写し など ⑤お預入れ資金が相続により取得した資金であることが確認できる書類 (例) ●被相続人名義の解約済み通帳や計算書とその解約金を入金した口座の通帳の写し ●遺言書(金融機関名と金額の記載)の写し ●遺産分割協議書(金融機関名と金額の記載)の写し ●金融機関に提出した相続依頼書の写し ●保険金等支払い通知書 ●相続された株式や不動産等の売却代金が確認できる書類 など
そ の 他	■店頭窓口のみのお取扱いとなります。 ■本商品は当JA本支店のうちいずれか1店舗のみの契約となります。 ■相続完了後1年以内で、相続により取得した金額の範囲内であれば、 何回(何口)でもご契約いただけます。 ■相続人名義の既契約定期貯金を合算して契約できません。

詳しくはJAみえきたの窓口までお問い合わせください。